

第3回家畜衛生委員会の会議概要

(畜産・家畜衛生部会常設委員会)

I 日時 平成18年6月8日(木) 13:30～16:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】 大久保忠宜 東京都獣医師会理事（東京都牛乳普及協会専務理事）
柏崎 守 茨城県獣医師会（畜産技術協会参与）
高木英彦 高知県獣医師会理事（高知県中央家畜保健衛生所衛生課課長）
鍋谷政広 新潟県獣医師会理事（新潟県中央家畜保健衛生所所長）
成井淑昭 神奈川県獣医師会（神奈川県横浜川崎地区農政事務所所長）
函城悦司 兵庫県獣医師会（兵庫県立農林水産技術総合センター淡路農業技術センター所長）
丸山 崇 静岡県獣医師会（全国家畜衛生職員会理事）
山下 稔 岡山県獣医師会（岡山県畜産協会家畜衛生部部长）
山本泰資 大分県獣医師会副会長（大分県中西部農業共済組合家畜診療所所長）

【欠席】 大田霽三 日本獣医師会理事（全国家畜衛生職員会）

【本会】 山根義久（会長）、藏内勇夫（副会長）、大森伸男（専務理事）ほか

IV 議 事

- 1 第2回家畜衛生委員会の協議結果（説明）
- 2 関係省庁の説明及び質疑
- 3 家畜衛生職域の現状と課題に対する対応（協議）
- 4 その他

V 会議概要

丸山副委員長から、都道府県の財政は厳しい状況にあるが、家畜衛生分野では、新しい疾病の発生、畜産物の安全性確保と安定供給等、国民の健康と消費者の要望に応えるべき業務が増大しており、このような社会情勢の中で委員会の使命は大きいと考える。本日は、農林水産省の担当者から家畜衛生の現状等を説明いただくとともに、委員から再度提出された論点の取りまとめについて協議し、できる限り現実に即した結論を目指したい旨挨拶した。

1 第2回家畜衛生委員会の協議結果（説明）

事務局から、第2回委員会の会議概要が報告され、その中で、第2回委員会においては、項目ごとに担当委員から提出された論点整理に関する説明の後、意見交換がなされ、次回は、検討内容を踏まえ、さらに担当責任者で検討内容を整理したうえで、委員会に提出す

ることとし、行政担当者にも出席してもらい、意見等を聴取した上で取りまとめを行うこととされた旨報告した。

2 関係省庁の説明及び質疑

(1) 農林水産省消費・安全局動物衛生課 小原健児課長補佐から「家畜保健衛生業務の現状と今後のあり方」について大要次の内容を説明した。

ア 最近の家畜衛生を巡る情勢について（概略）

(ア) 家畜伝染病の発生状況

BSE、高病原性鳥インフルエンザの発生、ヨーネ病の増加、豚コレラワクチン中止等

(イ) BSE 関連事項（わが国における発生状況、国内対策の実施状況、海外の発生に関する措置）

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザ関連事項（国内での発生対策、海外の発生に伴う措置）

(エ) 豚コレラ撲滅対策

(オ) 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成

(カ) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

(キ) 農場段階におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理ガイドライン

イ 家畜保健衛生所の業務に対する支援について

(ア) 補助事業

a 家畜伝染病予防費 37 億円（昨年度 19 億）

家畜伝染病予防費負担金、患畜処理手等交付金等

b 食の安全・安心確保交付金 27 億円（うち積算の 1/2 が家畜衛生関係費、利用内容はある程度都道府県の裁量による）

① ハード：家畜保健衛生所の検査施設・機器等の整備支援

② ソフト：死亡牛 BSE 検査の消耗品、採材補助員の人件費、家畜衛生所業務支援

(イ) 地方交付税

畜産保健衛生費

① 家畜保健衛生所等が必要な給与費、調査研究費、施設管理費等として交付

② 算定基礎：標準団体行政規模は、農家数 70,000 戸、耕地面積 80,000ha、農業試験場 1 カ所、家畜保健衛生所 4 カ所、畜産試験場 1 カ所

③ 行政事務内容及び根拠法令：家畜保健衛生所法、家畜伝染病予防法、BSE 対策特別措置法、薬事法にかかる事務

④ 積算内容：給与費、報償費、需要費等、委託料、負担金、補助及び交付金

(2) 以上の説明に対し大要次のとおり意見交換が行われた。

ア 都道府県のみならず、市町村の財政担当部署においても家畜衛生に関する地方交付税の積算内容等は理解されておらず、現場の対応に反映されていない。

イ 茨城県の鳥インフルエンザのように長期間の対応を必要とする際、市町村、地域民

間の協力等にかかる経費は、食の安全・安心確保交付金で対応する。防疫対応の費用であれば、現場までの旅費等についても対象としている。

ウ 市町村においても「家畜防疫を総合的に推進するための指針」を十分理解し、家畜衛生業務の推進に積極的に対応すべきである。

エ 食の安全・安心交付金は、従来1/2が都道府県負担であるのため、県の財政難により確保が困難な状況である。ついては、別途、地方交付税でも支援措置されていることを都道府県の財政当局に周知させる必要がある。

オ 地方交付税の給与費、報償費等の積算について、農林水産省では、家畜保健衛生所の職員の数をポストごとに調査し、昨年からの増員分について総務省に要求している。

なお、行政規模の構成は全国の家畜保健衛生所の平均的な構成であり、職員の増員が実現した分を要求する等、実態にあわせた要求額となる。一方、家畜保健衛生所の獣医師職員における俸給表の適用見直し等による処遇改善には、異なった視点での理論構築が必要である。

カ 家畜保健衛生所職員の増員については、BSE対策のように年度事業であれば、設備整備等を含め、年度毎に確保できるが、鳥インフルエンザ対策のように年度途中でサーベイランスの強化等の事業が加わる場合、職員増員の機会を得にくい。家畜の飼養衛生管理基準に基づく農家への巡回にしても国から具体的な指示があれば、増員の理由づけになる。

3 家畜衛生領域の現状と課題に対する対応（協議）

(1) 家畜保健衛生業務のあり方について

論点取りまとめ担当責任者である高木委員から検討テーマを説明した後、協議が行われた。大要は次のとおり。

ア 家畜保健衛生所では、管理職の考え方によって、業務への対応が異なる。例えば病性鑑定の必要性を感じない管理職は、NOSA Iの現場獣医師から病性鑑定を依頼されても、施設を提供するから自分たちで実施するよう指示するといった状況である。本来の業務として、家畜保健衛生所が組織標本を作製し、原因究明に努めるべきである。

イ 家畜保健衛生所の業務の多様化により、責任もって本来業務を行うことも困難となっている。今後、予防・防疫、衛生検査業務を中心に据え、その他の業務を分担しないと、社会的責務を果たせないような状況になる。本来の家畜伝染病予防法に基づく防疫・検査業務を主体とし、その他は可能な範囲で対応すれば良い。

ウ 家畜保健衛生所においても、一部の管理職は、多様な業務に取り組むことにより、幅広く農業関連の業務全体を掌握し、人事交流等、組織面での円滑な事業展開を優先する一方、業務を特化することによる職員待遇等への影響を危惧している。

エ 前期の委員会では、家畜保健衛生所の方向性については、結論が得られなかった。そこで、業務の多様化する中で、社会の公務員獣医師に対する期待の高まりとともに、職責の重要性が増していることから、可能であれば家畜保健衛生所の法的な位置づけ、業務の範囲・内容を含め見直した上で、明確に位置づけ、今後、業務が円滑に行える

ような方向性を示した経緯がある。

今回は、業務の多様化の推進は困難という観点から、「業務の軽減」が提起されたが、家畜保健衛生所が行う業務の一部を外部委託することなどは、職域を狭めることにもなりかねないので、十分考慮する必要がある。

オ 家畜防疫業務についても、国民から法令厳守が求められている。茨城県の鳥インフルエンザ対応で、血液採材をする際、一時的に家畜防疫員とした民間獣医師による対応の遅れが指摘された。規制緩和の一方で、都道府県職員が適切に業務に取り組むことにより、国民の理解を得るものと思われる。「業務の軽減」についても、獣医師の職務放棄と捉えられることも懸念される。

カ 都道府県によっては、家畜保健衛生所が大変細かな業務まで対応している自治体もある。そのため一部の業務を他の部署や、獣医師以外の職種に割当てたり、政令都市に権限を委譲する事例もあることを考慮する必要がある。

キ 家畜保健衛生所は、幅広い業務のニーズがあり、行政改革の中で同所のみが職員を減員されないという自治体もあるが、BSE、鳥インフルエンザ対策等、時代に沿った業務対応が求められる一方、全国的に財政は厳しい現状である。

ク 家畜保健衛生所職員の業務に対する考え方は、都市部では、家畜衛生以外の業務にも取り組むべきとされ、畜産県では、家畜防疫に特化すべきという異なった見解が伺われる。「業務軽減」を図るという整理も、一律でなく全国的な視野で考慮し、文章をさらに整理する必要がある。

ケ 家畜保健衛生所の名称変更等は、他の畜産関係機関の仕分け等、慎重に整理するとともに、獣医師以外の関係者の理解を得る必要がある。規制緩和という現状下で、法改正に言及すると、法律全体の見直しが行われ、法律の存在が議論されること等を考慮し、慎重に整理する。

(2) 鳥インフルエンザ対策の推進について

論点取りまとめ担当責任者である函城委員から検討テーマを説明した後、協議が行われた。大要は次のとおり。

ア 「ZONOSEES 指定獣医師」を独自に組織化することは財政面等から困難であり、疾病の大規模発生時における行政と獣医師会との連携方法を示すことが現実的である。

イ アの対応としては、有事の際、民間獣医師を家畜防疫員とし、行政と連携対応するシステムが最良である。

従来、家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員については、県職員でなくても知事が任命した民間獣医師で対応できたが、法律で規定以降、県職員に限定された。ついては、一部の自治体のように、非常事態の備えとして、一時的に民間獣医師を都道府県の臨時職員とし、家畜防疫員に任命する等の方策を取り入れるよう都道府県に周知させるべきである。

ウ 大分県では、鳥インフルエンザが発生した際、開業獣医師が防疫対応できなかった。民間獣医師を家畜防疫員に任命する際は、日頃より獣医師会で研修会等を設け、有事の際には即対応できるよう準備しておくことも必要である。

エ 家畜伝染病予防法では、他府県から防疫員の支援要請が可能としているが、これにより職員の増員が抑制されることも懸念される。

(3) 家畜保健衛生部門と公衆衛生部門の連携のあり方について

論点取りまとめ担当責任者である成井委員から検討テーマを説明した後、協議が行われた。大要は次のとおり。

ア 現状、都道府県によって連携対応はさまざまであるが、同県内でも広域になると連携は困難となる。

イ 自治体によっては、年1回、前年のと畜検査結果、慢性疾病の摘発状況等の成績交換を実施しているが、と畜検査員と家畜防疫員が兼務できれば、農家への指導等迅速に対応できる。

ウ 家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の人的交流については、現実問題として調整給の有無により、人的交流が困難な面もある。

エ ポジティブリスト制度においても、農林水産省と厚生労働省が、都道府県向けに連携のためのガイドラインを作り、有事の際に備えるべきである。

オ 現状、ガイドラインを示しても、都道府県により事情が異なる等して、一律同様の対応を図ることは困難な状況もあり、このため都道府県の実例を紹介し、取捨選択を依頼すると良い。

(4) 家畜衛生を推進する上での獣医師会の役割について

論点取りまとめ担当責任者である鍋谷委員から検討テーマを説明した後、協議が行われた。大要は次のとおり。

ア 家畜共済制度における診療技術料については、産業動物・家畜共済委員会でも、産業動物獣医師の確保体対策を検討テーマとして、処遇等について議論しているが、処遇改善のための論理構成で足踏みしている状況である。

なお、「家畜診療獣医師の確保対策」の内容は、産業動物・家畜共済部会との整合を図る必要がある。

イ また、家畜共済の診療点数を改善することについては、家畜共済が生産者のための制度であり、点数の値上げが農家負担の増加に繋がることも十分考慮する必要がある。

ウ 処遇改善には、政治活動も必要だが、獣医師会が公益法人制度改革の中で、処遇等の要求に際しては慎重に対応する必要がある。

エ 「自衛防疫組織の強化」については、組織のスリム化による効率的な運営等を迫られ、自治体によっては家畜畜産物衛生指導協会が畜産協会等へ統合された例もあるが、獣医師の業務に変化はなく、従来の自衛防疫体制に特段の影響はないようである。

エ 獣医師会は獣医師の組織する団体、自衛防疫組織は生産者の組織する団体であり、実際活動する獣医師は、別組織に跨ることとなるが、現体制で特に問題はない。

オ 「家畜防疫を総合的に推進するための指針」については、獣医師会自体が自衛防疫組織となることも困難であり、「獣医師の関係する団体が県と連携し、家畜防疫の組織

的推進を図るとともに自衛防疫活動に協力する」の記載でよい。

カ 自衛防疫組織として、獣医師会が業務を行うことについては、公益法人改革の時期であり、公益法人が担う業務の整備等に鑑み、将来を踏まえ、家畜衛生に関わる民間組織となることを考慮する必要がある。

キ 管理獣医師が防疫対応する現状では、自衛防疫組織は、既に役目を終えているとの意見もあり、組織そのものが必要とされていない現実もある。自衛防疫組織を良い方向へ発展させる方策があればよいが、農家戸数も減少している現状を見据え対応する必要がある。

ク 自衛防疫事業については、組織運営の財源が必要であるが、現状の対応状況では、多くの自衛防疫組織が破綻する。最終的には民間から行政対応へ移行することも想定される。

IV まとめ

1 丸山副委員長から、本日の検討内容等を踏まえ、副委員長と担当責任者が中心となって論点整理することとされた。また、次回の委員会は本年9月以降の開催を目途として、特に「家畜保健衛生業務のあり方」について意見を集約することとされた。

2 閉会にあたり藏内副会長から、家畜保健衛生所の業務は、畜水産安全管理課にも関係することから、同課の担当者にも意見を聞く機会を設けることが提案された。また、家畜保健衛生所の業務が、従来と異なる新たな分野に及び、国民からさらなる期待が寄せられていることから、本委員会においても、獣医師の全体的なレベルアップに繋がるような議論願いたい旨挨拶した。